

令和7年8月25日

件名 高崎市と群馬県警察との児童虐待対応の連携強化に関する協定締結について

本市では、児童虐待相談対応件数が年々増加していることを受け、「高崎のこどもは高崎で守る」ため、令和7年10月1日に「高崎市児童相談所」を開所します。これまでも要保護児童対策地域協議会などを活用し、高崎市こども救援センターと警察（高崎警察署・高崎北警察署）との連携を図ってきましたが、本市の児童相談所の開所にあわせ、更なる連携強化を図り、児童虐待対応に取り組む必要があるため、今回、下記のとおり協定を締結します。

つきましては、当日の取材方、よろしくお願いいたします。

記

1 協定締結の目的

児童虐待事案が多様化、深刻化している現状において、児童相談所と警察が緊密に連携を図り、適切な役割分担の下、児童の安全確認と安全確保を的確に行い、もって児童虐待の早期発見と被害の拡大防止に努めることを目的とします。

2 協定の概要

児童虐待事案に関して、児童相談所及び警察は、それぞれが保有する情報を必要な範囲で相互に提供し共有することにより、児童虐待事案に的確に対応します。

提供する情報は、児童虐待事案に関する情報のうち、児童の安全確認又は安全確保のために、それぞれが必要と判断した情報及び双方が照会を受けた当該児童に係る取扱い状況とします。

3 協定締結日時・会場

令和7年9月1日（月）午後2時から（30分程度予定）

高崎市児童相談所1階 大会議室（高崎市問屋町4丁目4番地1）

4 協定の開始日

令和7年10月1日（水）

5 協定締結者

高崎市福祉部児童相談所担当部長と群馬県警察本部生活安全部長との間で締結します

【本件に関する問い合わせ】

福祉部こども救援センター

電話：027-345-5189